



# 豊かな地域と自然を次世代へつなぐ

■問合せ 環境保全課 (☎41-2721)



## 持続可能な環境都市おおむたの実現に向けて

本市では「大牟田市第3次環境基本計画」およびその実施計画となる「大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を本年3月に策定し、2050年に二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを実質ゼロにすることを目指すこととした。

「大牟田市第3次環境基本計画」は、本市の環境分野におけるマスタープランとして位置付けているもので「大牟田市環境基本条例」の基本理念にもとづいて、良好な環境の保全および創造に関する取り組みを進めていくうえでの指針であるとともに、市民、市民団体、事業者、市の各主体が担う役割を明らかにしています。

「大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づくもので「大牟田市第3次環境基本計画」を推進するための実施計画の1つです。本市における温室効果ガスの排出量を削減していくための計画です。

### 大牟田市第3次環境基本計画

#### 目標

6つの基本方針それぞれに数値目標を設定

#### 基本方針

- 1 持続可能な環境配慮型社会への移行
- 2 脱炭素社会への移行  
～地球温暖化防止および気候変動への適応～
- 3 循環型社会の実現
- 4 自然共生社会の実現
- 5 景観や文化遺産等の未来への継承
- 6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

### 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

#### 目標

2030年度に、市内全域の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減

#### 取組方針

1. 脱炭素型のまちづくりを進めます
2. 再生可能エネルギーの利用を進めます
3. 省エネルギーの意識向上を進めます
4. 脱炭素社会の実現に向け、協働できる仕組みづくりを進めます

## 「ゼロカーボンシティおおむた」を宣言

～2050（令和32）年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

近年、世界各地では、これまでに経験したことのない規模の自然災害が多発し、日本でも、集中豪雨等により甚大な被害が発生するなど、地球環境は深刻な状況となっています。

また、地球温暖化は世界中の国々が一丸となって取り組むべき課題となっており、その対策として脱炭素化を目指す動きが世界的に加速していることから、日本では、2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、カーボンニュートラルを実現させる」ことが宣言されました。

そこで、本市においても、豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、市民や市民団体、事業者の皆さんとの協働により、地球温暖化対策に自主的・積極的に取り組むことで、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティおおむた」を宣言しました。

詳しくは  
はこちら  
→



# ゼロカーボンの実現に向けた新たな取り組み

## グリーン成長補助金（市内事業所の二酸化炭素排出量を抑制）

■申請・問合せ 産業振興課（☎41-2752 FAX41-2751）

市内中小事業者等の脱炭素化と持続的な成長および競争力強化を促進するため、市内事業所の省エネ効果の高い機器や設備等への更新に係る経費の一部を支援します。

### ▶対象事業者

市内に事業所や店舗等を有し、①②のいずれかに該当する者

①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（個人事業者含む）

②一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO 法人 等

### ▶対象経費（総額が15万円以上に限る）

市内の事業所や店舗等の省エネルギー設備等への更新のための費用

（設備等購入費、設置費、付帯工事費、設計費、委託費 等）



詳しくは  
はこちら→

### ▶補助要件

既存設備と比較し、CO<sub>2</sub>排出量の削減効果が認められること

（消費電力などが分かるカタログ等で確認します。）

### ▶補助内容

分類	対象となる設備の例	補助内容	上限額
一般設備 <small>※</small>	LED 照明、高効率空調設備、業務用給湯設備、業務用冷凍冷蔵機器 等	補助対象経費の1/3 (市内事業者から導入の場合1/2)	40万円
産業機器	変圧器、高効率ボイラ、産業用モーター、工作機械、運搬機器、建設機械 等		100万円

※ 原則、設置工事等を伴う設備の更新が対象です。

### ▶申請受付

5月23日(火)～10月31日(火)

- 予算がなくなり次第終了予定です。申請はお早めに。
- 申請受付は原則、事前予約制とします。令和6年1月31日(水)までに、事業完了報告が必要です。

## 公用車として電気自動車を導入

■問合せ 公共マネジメント推進課（☎41-2557）



将来的なガソリン車から電気自動車への転換を見据え、試験的に公用車に電気自動車を導入し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

家庭におけるエネルギー消費抑制による二酸化炭素排出量の削減や省エネ意識の向上を図るため、省エネ効果の高い家電製品への買換・設置費用の一部を支援します。

詳細については、決まり次第、市のホームページや広報おおむたでお知らせします。

■問合せ 環境保全課（☎41-2721 FAX41-2722）